

昭和三十五年政令第十七号

実用新案法施行令

内閣は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。
（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第一条 実用新案法（以下「法」という。）第四十八条の十六第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句
法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項	読み替える字句 第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
法第四十八条の八第三項、法第四十八条の十第三項、法第四十八条の十三の二	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
法第四十八条の十四	経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の七第一項及び第二項	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
法第四十八条の九、法第四十八条の十第四項	の規定は
法第四十八条の十第一項	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若しくは
法第四十八条の十第四項	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは
	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の十二	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の十三	第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
法第四十八条の十四	外国語でされた国際出願
法第四十八条の九第六項	実用新案権の設定の登録がされた出願に係るもの
特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第百八十四条の九第六項	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
特許法第百八十四条の十二第一項	
日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後	
国内処理基準時の属する日後	

(施行期日)
1 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月一日政令第三九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十七年一月二〇日政令第六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
(実用新案法施行令の改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の実用新案法施行令第一条の規定は、この政令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この政令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年二月二六日政令第四〇四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第十六号)の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二日政令第三七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年一月二八日政令第二六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日政令第一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。